

## 審 査 基 準

令和2年8月19日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第3条第1項
処 分 の 概 要：古物商の許可
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法 第4条（許可の基準） 第5条第1項（許可の手続き） 古物営業法施行規則 第1条（許可の申請） 第2条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：40日
申 請 先：申請に係る主たる営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部生活安全全部生活安全総務課営業第一係 ☎ 045-211-1212 内線3037
備 考：